

令和6年6月3日

高砂市総合教育会議資料

- ・ 新しい学校の在り方について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 学校運営協議会について・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・ いじめ防止対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

高 砂 市

高砂市新たな学校づくり推進計画の策定について

1 計画策定の目的

児童生徒数が今後も減少する見込みである一方で、情報化やグローバル化の進展など教育環境は変化し、施設の老朽化対策や冷暖房対策、バリアフリー化、避難所機能の強化といった施設の課題も増大している。

教育環境の変化や施設課題に対応し、将来を見据え、児童生徒に最適な教育環境を持続的に提供するため、『高砂市新たな学校づくり推進計画』を策定する。

2 計画の主な内容

- (1) 高砂市における小中学校の適正な規模(学級数)及び配置(通学距離・時間)を踏まえた校区の再編計画
- (2) 未来を見据えた、高砂市における小中学校施設のあり方
- (3) 各小中学校を、どの時期に整備していくのかを示した整備計画(ロードマップ)

3 委託内容

- (1) アンケート調査業務
- (2) 計画策定支援業務等

4 附属機関の設置

計画の策定にあたり、小中学校の適正規模・適正配置と施設のあり方について、教育委員会だけではなく、外部有識者等による多角的・多面的な検討が必要であるため、教育委員会の附属機関として審議会を設置する。

5 補正額 16,897 千円 (令和6年度)

【内訳】

報酬	270 千円
旅費	7千円
委託料	16,610 千円
使用料及び貸借料	10千円

(債務負担行為額 委託料 31,350千円)(令和7年4月～令和9年9月)

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きについて

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(要旨)(平成27年1月27日)

1 基本的な考え方と手引の位置付け

(基本的な考え方)

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
- 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情(学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等)に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。
- コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

(手引の位置付け)

- 必ずしも検討が進んでいない市町村も多く、検討に必要な資料の提供等の国による支援が求められている。
- 学校規模適正化や小規模校の充実策の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定するもの。

2 学校規模の適正化

- 学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。

- その上で、学校規模の標準(12～18学級)を下回る場合の対応の大きな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

【学校小規模化の影響の例】

(学校運営上の課題)

- ・クラス替えで必ず人間関係が固定化
- ・集団行事の実施に制約
- ・部活動の種類が限定
- ・授業で多様な考えを引き出しにくい 等

(児童生徒への影響)

- ・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等

【提示例】小学校(1～5学級)複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

3 学校の適正配置(通学条件)

- スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準(小学校:4km以内、中学校:6km以内)に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。

⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断

(適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提)

4 学校統合を検討する場合の留意事項

- 保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

(内容例)

○統合の適否に関する合意形成

- ・小規模の課題の可視化と共有
- ・統合効果の共通理解
- ・保護者や地域代表が参画した統合プランの検討
- ・住民アンケートの実施 等

○魅力ある学校作り

- ・教育課程特例校制度等を活用した魅力的なカリキュラムの導入
- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・小中一貫教育の導入
- ・施設設備の充実 等

○統合により生じる課題への対応

- ・バス通学による体力低下への対応
- ・児童生徒の環境適応支援
- ・廃校校舎の地域拠点としての活用 等

5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

- 小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるような工夫例を提示。

(内容例)

○小規模校の良さを活かす方策

- ・少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底
- ・個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- ・地域の自然・文化・産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等

○小規模校の課題を緩和する方策

- ・小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実
- ・ICTの活用による他校との合同授業
- ・小規模校間のネットワークの構築 等

6 休校した学校の再開

- 地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校を再開させる取組に関して、具体的な工夫例を提示。

(内容例)

○一旦休校とした学校の再開に向けた工夫

- ・学校選択制の部分的導入等により人口集中地域から生徒を集める工夫
- ・山村留学・漁村留学の積極的な受け入れ
- ・学校再開を想定した休校の校舎等の維持・活用
(宿泊可能な設備の整備、伝統文化の保存・継承組織の活動拠点や芸術家村としての活用) 等

○再開後の小規模校の活性化

- ・小規模校のメリット最大化・デメリット最小化策の重要性
- ・地域の豊かな自然や地域住民とのふれあいの機会等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・国の支援メニューの活用(施設整備・スクールバス購入補助等)
- ・多様な工夫や支援の活用に関する文部科学省に対する直接相談 等

都道府県の指導・助言・援助の在り方

- 広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行うことが期待される
⇒市町村の規模によっては単独で十分な検討を行う体制を整備することが困難な場合も想定される
市町村・学校が置かれた状況は極めて多様(例:交通環境の整備状況、市町村合併の状況、人口動態など)

【適正規模・適正配置に関する支援の例】

○基準やガイドライン、手引等の策定

- ・域内の実態を十分に踏まえて学校規模適正化や小規模校を存置する場合の充実策等に関するガイドライン、手引等の整備

○情報提供機能の強化

- ・モデル的な統合のシミュレーション結果の情報提供
- ・全国各地の先進的な取組事例の積極的な収集と情報提供

○カリキュラム開発への支援

- ・「地域とともにある学校づくり」に向けた取組や、特色ある魅力的なカリキュラムの導入に向けた支援

○財政面での支援

- ・市町村が行う学校規模適正化の検討に要する費用の一部を補助
- ・市町村に対して、遠距離通学等に対する事業や校舎の新増築・改修事業等について、国の補助に加えて一定の財政的支援

○人事面での支援

- ・学校ビジョンの策定段階から統合後の管理職予定者を責任ある立場で関与させる
- ・市町村教育委員会の要望を踏まえつつ通常の在任期間を柔軟に取り扱い、統合前の学校の管理職や教職員が統合後も引き続き残るよう配慮
- ・スクールカウンセラー等の派遣
- ・統合支援のための教職員定数の加配措置の活用を含めた、必要な教職員の確保

【統合困難な小規模校への支援の充実の例】

設置者のみでは困難なケースもあり得るため、都道府県教育委員会が積極的な支援策を講じることが望まれる

○教職員配置の充実

- ・国の加配や県単独加配等を活用しつつ、小規模校の教育活動の充実や複式学級の解消
- ・複数校間での教員の併任による免許外指導の解消や、指導力のある教員による小規模校間巡回と若手教員とのチームティーチング
- ・複数学校間で小・中学校事務の共同実施の導入による、事務体制の効率化の推進や、教職員間での役割分担の大胆な見直し 等

○教職員研修の充実

- ・地域の大学等と緊密に連携し、ICT等の活用も含め、小規模校や複式学級設置校のニーズに応じた実践的な研修の充実
- ・複式指導を専門に担当する指導主事の配置
例:学校現場から力量のある教員を期限を設けて登用
優れた退職人材の有効活用
- ・担当する教員のニーズを的確に把握し、指導の改善に直結する研修を充実させ、免許外教科指導を解消

○モデル事業の実施

- ・へき地教育や複式教育のための研究会の実施や指導資料の作成
- ・ICTの積極的な活用や小規模校間の連携、社会教育との連携
- ・地元の教員養成系大学と連携協力の上、小規模化を前提とした学習指導上の工夫や、地域の教育資源を最大限に活用した学校マネジメントや学校教育・社会教育との連携融合の在り方等についての共同研究 等

(参考)関係法令

●学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第四十一条 小学校の学級数は、**十二学級以上十八学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 **第四十一条**から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、**中学校に準用**する。この場合において、（略）第七十九条の三 **義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）

（国の負担）

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

- 一 公立の小学校、中学校（第二号の二に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 二分の一
 - 二 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
 - 二の二 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程（以下「中等教育学校等」という。）の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
 - 三 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
 - 四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を**適正な規模**にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 **学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。**
- 二 **通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。**
- 2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

※出典:文部科学省 HP 令和5年度「学校魅力化フォーラム」開催報告 発表資料より抜粋

高砂市条例第 号

高砂市新たな学校づくり推進審議会条例

(設置)

第1条 高砂市立の小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）の望ましい教育環境の実現に向けた計画を策定するため、高砂市新たな学校づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、高砂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査審議する。

- (1) 市立小中学校の適正規模及び適正配置に関すること。
- (2) 市立小中学校の通学区域に関すること。
- (3) 市立小中学校の施設の在り方に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項以外の事項について教育委員会が行う報告に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内に所在する教育・保育施設及び市立小中学校の代表者
- (3) 市内に所在する教育・保育施設に在籍する幼児の保護者並びに市立小中学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (4) 学校の運営等に関して協議する機関の代表者
- (5) 社会教育委員の代表者
- (6) 市内に所在する自治会の代表者
- (7) 第2号から前号までに掲げる者から推薦を受けた者
- (8) 公募による者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和9年9月30日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について会議を開く場合は、公開しないことができる。

(専門部会)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門部会の構成員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第11条 委員及び専門部会の構成員の報酬の額は、日額9,000円とする。

2 報酬は、出席の日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第12条 委員、専門部会の構成員及び第9条に規定する者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、高砂市職員等の旅費に関する条例(昭

和 3 5 年高砂市条例第 6 号) に定めるところによる。

- 3 前項に定めるもののほか、第 1 項の規定により支給する旅費の支給については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(庶務)

第 1 3 条 審議会及び専門部会の庶務は、教育部教育推進室において処理する。

(委任)

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、審議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和 9 年 9 月 3 0 日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

地域とともにある学校づくり推進事業について

1 事業の目的

「今日、行くよ～！」と、地域と学校が気軽に行き来できる身近な関係性で、共に子どもたちを育む「きょういく」を目指し、令和5年度から本格実施している学校運営協議会の取組を推進する。

また、多様な知見を結集し、「地域の未来を託す子どもの姿」を明らかにし、その実現に向けた方策を練り上げることにより、子どもを育む当事者意識が醸成されることが期待でき、地域、学校が「地域総がかりで育てる地域の未来を託す子どもの姿」を連綿と受け継ぎ、地域の誇りや特色ある学校を生み出すことにつなげる。

さらに、地域と学校が双方向の関係となり、相互補完的に協働することで、地域コミュニティの広がりや深まりにもつなげていく。

2 事業の概要

学校運営協議会の会議・研修会の実施や物品の購入に係る経費等を確保することで、学校運営協議会の活動がより活性化するように支援する。

3 対象施設 市内各小中学校 16校

4 補正額 2,598千円

【内訳】

報酬	1,920 千円
報償費	60 千円
旅費	138 千円
需用費	480 千円

高砂市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表教育支援委員会の項の次に次のように加える。

学 校 運 営 協 議 会	委 員	日 額	3, 0 0 0 円
---------------	-----	-----	------------

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

高砂型学校運営協議会について

	学校運営協議会	高砂型学校運営協議会	学校評議員
法令上の根拠	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5（平成16年9月9日施行・平成29年3月31日改正） 教育委員会、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。 （努力義務）	左記法令 ただし、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。	「学校教育法施行規則」第49条 （平成12年4月1日施行） 学校評議員は設置者の判断により、学校に置くことができる。 （任意設置）
目 的	保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となつてより良い教育の実現に取り組むこと	保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むこと	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たすこと
位置づけ	委員が、一定の権限と責任を持って、学校の学校運営とそのために必要な支援について協議する合議体の機関	委員が、一定の権限と責任を持って、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する合議体の機関	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域住民の意見を聞くための制度合議体ではない
委 員	保護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う者、その他教育委員会が必要と認める者	保護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う者、その他教育委員会が適当と認める者	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見のある者
役 割	①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。 ③教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。	①学校の運営に関する基本的な方針についての意見聴取に応じる。 ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。 ③学校の運営状況について評価を行う。	校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。

高砂市条例第 号

高砂市いじめ問題調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定に基づき、いじめ問題に係る重大事態（同項に規定する重大事態をいう。次条において同じ。）の発生時における事実関係を明確にするための調査を行うため、高砂市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 調査委員会は、高砂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係を調査する。

(組織)

第3条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 心理に関する専門的な知識を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から調査委員会が第2条の諮問に係る答申を行う日までとする。

(委員長)

第5条 調査委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第7条 会議は、非公開とする。

(意見の徴取等)

第8条 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見、説明若しくは事情を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、教育部学校教育室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

社 会 教 育 委 員	日 額	9, 0 0 0 円
-------------	-----	------------

」

を

「

社 会 教 育 委 員		日 額	9, 0 0 0 円
い じ め 問 題 調 査 委 員 会	委 員	日 額	9, 0 0 0 円

」

に改める。

高砂市いじめ問題調査委員会条例について

1 目的

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定に基づき、いじめ問題に係る重大事態の発生時における事実関係を明確にするための調査を行うため、高砂市教育委員会の附属機関として高砂市いじめ問題調査委員会を設置する。

2 所掌事項

調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係を調査する。

3 組織

調査委員会は、次に掲げる者のうちから、5人以内で組織する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 心理に関する専門的な知識経験を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

4 任期

委嘱の日から当該諮問が終了するときまで

5 予算額	報酬	225 千円
	旅費	49 千円